

第 5 5 号 議 案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年 亀岡市 条例 第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年 亀岡市 条例 第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「第 3 条 関 係」を「第 3 条 の 6 関 係」に改め、同表に次のように加える。

5 1	夕日ヶ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ヶ丘 4 丁目地内
5 2	明晴北公園	亀岡市千代川町明晴 2 丁目地内
5 3	明晴南公園	亀岡市千代川町明晴 5 丁目地内

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業及び亀岡市高野林・小林土地区画整理事業により設置された公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定すること。

名 称	位 置
夕日ヶ丘四丁目公園	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目地内
明晴北公園	亀岡市千代川町明晴2丁目地内
明晴南公園	亀岡市千代川町明晴5丁目地内

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。